

三朝町告示第59号

平成21年第8回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年8月26日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 期 日 平成21年9月9日

2 場 所 三朝町議会議場

---

○開会日に応招した議員

清 水 成 眞

藤 井 克 孝

吉 田 文 夫

福 田 茂 樹

遠 藤 勝 太 郎

平 井 満 博

松 村 修

横 木 文 雄

知久馬 二三子

山 田 道 治

杉 原 憲 靖

香 川 和 久

岡 本 岩 夫

吉 田 公 博

牧 田 武 文

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

第8回三朝町議会定例会会議録（第1日）

平成21年9月9日（水曜日）

---

議事日程

平成21年9月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第8号 法人の経営状況について
- 報告第9号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 議員派遣について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第66号 平成21年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第67号 平成21年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第68号 平成21年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第69号 平成21年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第70号 平成21年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第71号 平成20年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第72号 平成20年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第73号 平成20年度三朝町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第74号 平成20年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第75号 平成20年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第76号 平成20年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第77号 平成20年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第78号 平成20年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第79号 平成20年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第80号 平成20年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第81号 平成20年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第82号 平成20年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第83号 平成20年度三朝町水道事業決算の認定について
- 日程第23 議案第84号 平成20年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について
- 日程第24 議案第85号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第25 議案第86号 三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第26 議案第87号 三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第88号 三朝町職員の給与の特例に関する条例の廃止について
- 日程第28 議案第89号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第8号 法人の経営状況について
- 報告第9号 財政の健全化判断比率等について
- 例月出納検査の結果報告について
- 議員派遣について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第66号 平成21年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第67号 平成21年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第68号 平成21年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第69号 平成21年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第70号 平成21年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第71号 平成20年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第72号 平成20年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第73号 平成20年度三朝町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第74号 平成20年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第75号 平成20年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第15 議案第76号 平成20年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第16 議案第77号 平成20年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第17 議案第78号 平成20年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第18 議案第79号 平成20年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第19 議案第80号 平成20年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第20 議案第81号 平成20年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第21 議案第82号 平成20年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第22 議案第83号 平成20年度三朝町水道事業決算の認定について  
日程第23 議案第84号 平成20年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について  
日程第24 議案第85号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第25 議案第86号 三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正について  
日程第26 議案第87号 三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について  
日程第27 議案第88号 三朝町職員の給与の特例に関する条例の廃止について  
日程第28 議案第89号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

---

出席議員（15名）

1番 清水 成 眞	2番 藤 井 克 孝
3番 吉 田 文 夫	4番 福 田 茂 樹
5番 遠 藤 勝太郎	6番 平 井 満 博
7番 松 村 修	8番 横 木 文 雄
9番 知久馬 二三子	10番 山 田 道 治
11番 杉 原 憲 靖	12番 香 川 和 久
13番 岡 本 岩 夫	14番 吉 田 公 博
15番 牧 田 武 文	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 遠藤英臣 主幹 ————— 山中恵子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田秀光	副町長	進木裕雅
会計管理者	大坂公孝	総務課長	高見昌利
財務課長	石井秀己	税務課長	松原茂隆
町民課長	真嶋峰和	農林観光課長兼 農業委員会事務局長	山根猛昭
企画観光課長	米田功	健康福祉課長	朝倉聡
建設水道課長	岩山靖尚	総務課参事	平井文彦
教育委員会委員長	山本邦彦	教育長	徳田洋輔
教育総務課長	布廣覚	生涯学習課長	田栗幸人
農業委員会会長	安藤雅啓	代表監査委員	和泉澤吉
国民宿舎事業管理者	知久馬孝紀		

---

午前9時33分開会

○議長（牧田 武文君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第8回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牧田 武文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、1番、清水成真議員、2番、藤井克孝議員を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（牧田 武文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から18日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から18日までの10日間と決定いたしました。

10日間の日程につきましては、お手元にお配りしている日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、10日間の日程は、日程予定表のとおり決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（牧田 武文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告第8号、法人の経営状況について、報告第9号、財政の健全化判断比率等について、町長から報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 報告第8号、法人の経営状況について申し上げます。

この報告は、町が出資しております三朝町土地開発公社及び有限会社グリーンサービスの2つの法人について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成20年度における決算の状況及び平成21年度の事業計画並びに予算の状況を本議会に報告するものでございます。

報告第9号、財政の健全化判断比率等について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく平成20年度の決算による健全化判断比率、並びに同法第22条第1項の規定に基づく平成20年度の決算による公営企業の資金不足比率の状況を本議会に報告するものでございます。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○議長（牧田 武文君） 進行いたします。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から平成21年7月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

次に、議員派遣について、お手元に配付しております資料のとおり派遣いたしましたので、報告をいたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（牧田 武文君） 日程第 4、行政報告を行います。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 行政報告を申し上げます。

初めに、有限会社三朝温泉炊飯センターの清算結了の株主総会が今月 7 日に開催されました。総会では債権の取り立て、財産処分等の収入、債務の弁済及び清算費用、残余財産等が確定し、清算換価実収額が 5 6 0 万 8, 6 1 2 円となり、1, 0 0 0 株に対する持ち株割合で残余財産の分配があり、本町は 3 0 0 株に対する分配として 1 6 8 万 2, 5 8 5 円となりました。これをもちまして、有限会社三朝温泉炊飯センターの解散手続が結了となりましたので、御報告いたします。

次に、天神川改修事業に係る河戸橋改修工事の工事日程が決定し、国土交通省倉吉河川国道事務所から連絡があり、本年度は国道側の橋台と橋脚 3 基のうち 1 基を 1 1 月から工事着手する見込みとなったところでございます。懸案でありました本工事の早期完成を待ちたいと思います。

続きまして、第 4 回三朝町国民保護実働訓練を今月 2 7 日に砂原を対象に開催することとなりました。この訓練は、住民の避難誘導訓練を通じて町民の避難への対応力の向上と避難マニュアルの熟成等を目的に実施するもので、当日は町消防団はもとより鳥取県を初め、警察、自衛隊等と連携し、実施することとしておりますので、議員各位におかれましても御支援賜りますようお願いいたします。

以上、行政報告といたします。

---

日程第 5 議案第 6 6 号 から 日程第 2 8 議案第 8 9 号

○議長（牧田 武文君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 5 から日程第 2 8 までの 2 4 件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧田 武文君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第 5 から日程第 2 8 まで、すなわち議案第 6 6 号から議案第 8 9 号までの 2 4 件の議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今期定例会に提案いたしました平成 2 1 年度の補正予算案並びに平成 2

0年度の決算の認定等24件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

まず、議案第66号、平成21年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について、新たに措置したもの等、主な概要を申し上げます。

さきの衆議院議員選挙の結果、民主党の圧倒的な議席獲得により政権交代が現実となり、国の補正予算等が見直しされると言われており、国庫の補助金等について不透明な部分がございますが、現段階で予定できる予算措置を計上いたしております。このため、今後の予算執行に当たっては、国のこれら不透明な動向等に注視しながら臨みたいと考えております。

歳入におきましては、平成21年度の普通地方交付税の額の確定及び平成20年度決算に伴う繰越金の追加等により、当初予定していた基金からの繰入金の調整が主なものでございます。

歳出につきましては、事業の執行状況による予算の増減のほか、7月の臨時議会で可決いただきました補正予算に計上しております経済危機対策交付金事業で、他の補助事業等の動向により留保しておりました約4,900万円の交付金につきまして、他の補助金等内示により事業間調整が整いましたので、4つの事業を計上いたしております。その主なものは、既に計上しております農業活性化推進事業に、担い手育成と新規就農者に対する支援として施設整備への助成を追加することとしたほか、経済対策として、庁舎2階の空調設備を省エネ型に改修することとあわせ、照明設備の改修を予定したところでございます。

また、経済危機対策交付金事業とあわせて、県の地域グリーンニューディール基金の助成を受けて、太陽光発電システムの導入と庁舎1階の冷暖房設備の改修を計上しております。この冷暖房設備は庁舎建設時からのもので、老朽化が進み、これまで部分的な修理で対応してまいりましたが、今回、全面改修を計画したものでございます。なお、照明設備の改修とあわせた省エネ効果としては、電気代に換算して約30%程度の削減効果を見込んでおります。

次に、緊急雇用創出交付金事業としまして、県の基金を活用して3件の雇用対策事業を措置しております。災害復旧費といたしまして、本年6月の梅雨前線豪雨により被災した農地4カ所につきまして、復旧費を措置しております。諸支出金につきましては、前年度からの繰越金を受けて、減債基金並びに公共施設営繕基金にそれぞれ積み立てるよう措置しております。

以上が歳出の主な概要でございます。これらにより、今期補正予算におきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,881万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を48億6,089万7,000円としております。

議案第67号、平成21年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議案第



69号、平成21年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、国民健康保険税の収入見込み額の変更と現在までの保険給付の実績による給付見込み額の変更、並びにそれぞれ前年度の決算を踏まえての予算措置を講じているところでございます。

議案第70号、平成21年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、国の補正予算により流域下水道整備事業が増額となりましたので、これに対する負担金を増額補正いたしております。

議案第71号から議案第84号までの14件の議案につきましては、平成20年度の三朝町の各会計の決算について、それぞれ関係法の規定に基づき町の監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して本議会の認定に付するものでございます。14の会計のうち4つの会計が赤字となっており、皆様に大変御心配をおかけいたしております。このうち下水道事業特別会計につきましては、大手旅館の倒産により回収不能となった過年度の未収金が原因となっておりますので、赤字補てんを含め、赤字解消の検討を行いたいと考えております。また、国民宿舎事業会計につきましては、赤字解消に向けて鋭意努力しているところではございますが、今後なお一層経営改善に努める所存でございます。

なお、平成20年度に取り組みました各種事務事業等の実施状況とその成果につきましては、別途決算説明資料においても説明いたしておりますので、あわせてごらんをいただき、御理解を賜りたいと存じます。

議案第85号、三朝町国民健康保険条例の一部改正については、国の緊急少子化対策として平成21年10月から平成23年3月までの出産について、出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられ39万円となりますので、所要の措置を行おうとするものでございます。

議案第86号、三朝町町営事業分担金徴収条例の一部改正については、携帯電話等エリア整備事業に関連し、携帯電話事業者から分担金を徴収することができるよう所要の整備を行おうとするものでございます。

議案第87号、三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正については、現行の規定において旅費日当等不均衡な状況等を見直し整備するため、所要の整備を行おうとするものでございます。

議案第88号、三朝町職員の給与の特例に関する条例の廃止については、厳しい経済雇用情勢が民間給与に反映されたことを受けて、本年の人事院の勧告は月例給及び特別給与の引き下げという厳しい勧告となりました。このことに伴い、財政上の理由から本年度においても職員給与を2%カットしておりますが、人事院勧告の大幅な減額の状況を勘案し、町独自の給与カットを廃

止するよう所要の整備を行おうとするものであります。なお、特別職の給与カットは当面継続することといたしております。

議案第89号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更については、本年6月19日に議決をいただきました林道福吉木地山線舗装工事におきまして、未舗装区間の舗装を追加し、全線舗装完了とするため、工事請負金額を393万4,350円増額し、請負契約金額を6,693万4,350円としたいとするものでございます。

以上、提案いたしました24件の議案について、その概要を簡単に御説明申し上げます。よろしく御審議の上、可決並びに認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧田 武文君） ただいま議題となっております平成20年度三朝町一般会計歳入歳出決算及び会計の決算、並びに平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員から決算審査の意見を求めることといたします。

和泉澤吉代表監査委員。

○代表監査委員（和泉 澤吉君） 報告に入ります前に、私のふなれな不手際で訂正をお願いしなければなりませんので、申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

監査意見書の26ページ、企業会計決算に関する水道事業会計の決算についてでございますが、その収益的収支の状況の項目の営業外収益233万5,566円とありますのを202万3,848円に、その下の合計1億4,225万6,673円とありますのを1億4,194万4,955円に訂正願います。さらにその下の文言の項で、収益的収支における利益は3,331万6,485円とありますのを3,300万4,767円に御訂正を願いたいと思います。

さらに、次のページで決算額の推移の表を掲げておりますが、その平成20年度の決算額の欄で、表側のその他の収入欄、237万3,000円とありますのを206万1,000円に、その下の計の欄の1億4,225万7,000円とあるのを1億4,194万5,000円に。それから、その表の20年度の欄の一番下、(A) マイナス (B) の欄ですが、3,332万7,000円とあるのを3,300万5,000円に、さらにその右隣の△の64.0を△の64.4に御訂正願いたいと思います。まことに申しわけありません。

それでは、平成20年度決算における監査報告を申し上げます。平成20年度における一般会計、特別会計及び企業会計の決算の審査の結果につきましては、別途決算意見書に記載しておりますので、それをごらんいただきたいと思います。その概要について少し申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入において町税、地方交付税、国庫支出金などが前年を上回り、歳出におきましては、扶助費、基金積立金、公営企業に対する貸付金等で前年を上回り、

決算規模において歳入、歳出ともに前年を上回る決算となっております。決算の収支額につきましては、連年にわたって黒字決算が続いておりますが、平成20年度におきましても実質収支においておよそ8,400万円の黒字決算となっております。

次に、特徴的なものについて少し触れておきます。歳入につきましては、まず町税であります。固定資産税において大型旅館の経営者の交代に伴い、償却資産等の見直しを行ったことにより増収となっておりますが、固定資産税につきましては、特に徴収率の低下が懸念されます。国庫支出金には御存じの定額給付金の給付に関連するもの、または地方交付税において普通交付税に地方再生対策費が加算されたことなどにより増額となっております。

次に、歳出の特徴的なものとしたしましては、歳入と同様に定額給付金の給付を含む緊急経済対策費、国民宿舎事業に対する支援のほか、平成21年度以降には平年度化されますが、後期高齢者医療制度に関連する経費がございまして、これらの経費が決算の総額を押し上げる要因となっております。

財政の構造につきましては、扶助費において定額給付金が含まれているため前年を上回っておりますが、これを除きますと、扶助費はもとより消費的経費が前年を下回ることになります。また、義務的経費の状況では、歳出全体に占める義務的経費の割合は決算額及び充当一般財源ともに前年度を下回っております。

次に、経常的収支の状況におきましては、その比率は高いながらも、わずかずつではありますが連年低下する傾向にありますので、引き続き経常収支比率の改善に努める必要があります。また、公債費に関連する数値では、公債費比率、実質公債費比率及び起債制限比率におきまして、いずれも基準数値の範囲内ではありますが、高い率で推移しておりますので、町債の発行には慎重な配慮が必要であります。

続いて、特別会計について申し上げます。国民健康保険事業特別会計におきましては、収支はおおむね安定的に推移していると思われませんが、国民健康保険税の徴収率が年々低下してきておまして、滞納分への対応は課題であります。老人保健特別会計、下水道事業特別会計及び分譲宅地造成事業特別会計の3つの特別会計で歳入不足が生じておりますが、老人保健特別会計におきましては、国庫支出金が翌年度精算方式でございまして、特に問題はないと考えております。下水道事業特別会計及び分譲宅地造成事業特別会計におきましては、歳入不足が今後も続くことが予測されますので、何らかの手だてを検討する必要があると思われまして。

続いて、公営企業会計について申し上げます。まず、水道事業会計につきましては、安定的に推移していると思われまして、国民宿舎事業についてでございますが、収益的収支におい

て歳入不足が生じておりまして、平成20年度におきましては、一般会計からの支援により、貸借対照表において一定の改善が見られますが、依然として経営は厳しい状況にあります。なお一層の経営改善に向けた努力を望むものであります。

審査の結果といたしましては、審査に付された一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算書、財産調書等関係する各種の調書の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、平成20年度の決算から本格的に算定し、その指標の公表が義務づけられた地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、及び公営企業の資金不足比率の審査結果について申し上げます。健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化の度合いを測定して健全財政の保持を、あるいは地方公共団体が経営する公営企業の健全経営を確保しようとするために、その指標を議会に報告して公表し、早期に健全化のための方策を講じさせようとするものであります。

各指標の算定結果はどの算定項目とも法に規定する基準を下回っておりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの項目につきましてはまずまずの数字であろうと考えております。国民宿舎事業の資金不足比率につきましては、一般会計からの支援を受けたことにより経営健全化基準をかなり下回る結果となっております。経営健全化判断比率の4つの比率のうち、いずれかの数値が早期健全化基準を超えることとなった場合には財政健全化計画を定め、財政再生基準を超える場合には財政再生計画を定めて、財政運営に国、県の関与を受けることとなります。また、公営企業の資金不足比率の場合も同様の仕組みになっておりますので、自主的な行財政運営のためにもこれらの指標は健全でなければなりません。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも誤りなく、適正に作成されているものと認められます。

以上が平成20年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算についての審査とあわせて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査についての結果の報告といたします。

○議長（牧田 武文君） 続きまして、議案の順序により細部説明を求めます。

議案第66号について、石井財務課長。

○財務課長（石井 秀己君） 議案第66号、平成21年度三朝町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書をお開きいただきたいと思います。提案説明にもありましたように衆議院議員選挙の結

果、補正予算の原則全面停止がささやかれております。7月の補正予算で計上し、今議会でも提案しております緊急経済対策の交付金を初めとして、国の補正予算が絡むものにつきましては非常に流動的でありますので、現在執行済みの事業もございますが、その他の事業の執行につきましては、その動向を見ながらと考えております。

予算書の7ページをごらんください。歳入がこの7ページからそれぞれ掲げております。まず、平成21年度普通地方交付税額が確定しましたので、関連する地方特例交付金とともに補正計上しております。なお、国において政権が変わり、特に補正予算はもとより特別交付税等についても非常に不透明なこともありますので、普通交付税につきましては約4,900万円程度を留保しております。

9ページをごらんいただきたいと思います。基金繰入金でございますが、さきに申し上げました普通地方交付税の確定と、下段にあります前年度の決算による繰越金の確定などにより、財政調整基金繰入金等を調整しております。

歳出につきましては、11ページからそれぞれ掲げておりますのでごらんいただきたいと存じます。

まず、一般職員退職手当組合特別負担金ですが、本年3月末の職員の退職で1名の追加がございましたのでございます。その下の財産管理費に公共施設省エネ・グリーン化推進事業がございましたが、その下にあります緊急経済対策費の庁舎省エネ型空調設備及び照明施設改修事業とあわせて、建設時より更新を行っていない老朽化している庁舎の空調設備並びに照明設備を改修するとともに、太陽光発電施設の整備も行い省エネ化を図ろうとするものでございます。これにつきましては、国の補正予算の絡みもございますが、一応21年、22年の2カ年で予定しております。

2つ下の地域振興資金預託金は、1集落と1NPO法人から借り入れの申し出がありましたので、必要な額を預託するものでございます。

次の、子育て応援特別手当交付事業でございますが、これも国の補正予算によるものでございますが、昨年は小学校就学前3年の間で、第2子以降の児童のいる世帯主に対して1人当たり3万6,000円であったのを、今回は児童の年齢を3歳から5歳として、第1子まで拡大して児童1人当たり3万6,000円を支給しようとするものであります。

その下の農業活性化推進事業から緊急経済対策交付金の、7月に予算化した交付金の残額約4,900万円を活用しての事業でございます。

13ページの保健衛生費に地域自殺対策緊急強化事業がございましたが、これは全国で自殺者が

年間3万人を超える現状にあるため、国の補正予算により自殺予防の啓発を行うものであります。

農業費の鳥取県次世代鳥取梨育成事業補助金がございますが、この補助金は6月補正でもありましたが、このたび鳥取県の補助要綱に育成促進対策が追加となりましたので、これを取り入れ、梨農家の育成を図ろうとするものであります。

14ページでございます。条件不利森林整備事業は、県の事業枠の見直しによる増額補正で、ナラ枯れ被害対策並びに枯れ松伐採促進事業補助金は、それぞれ被害状況による増額補正でございます。林農連携間伐材フル活用モデル事業補助金及び森林整備地域活動支援補助金につきましては、国の補正予算によるものでございます。

商工費のうち、商工総務費に掲げてあります林道・農免道・町道清掃美化事業から固定資産課税資料整理事業が、県の緊急雇用対策の基金を活用しての失業者対策事業でありまして、3か月から6か月間の雇用期間で、約7人の雇用を行おうとするものでございます。

15ページの消防費でございますが、消防用施設整備費44万1,000円につきましては、本年度から創設されました機動班であります大瀬多機能班のホース乾燥棟の設置を行うもので、その下の99万円につきましては、日本消防協会の助成を受けて小河内女性消防隊の軽可搬ポンプの更新を行うものであります。

教育費の教育総務費にあります栄養教諭食育推進事業は、これも国の補正予算により、栄養教諭を中核として家庭並びに地域と連携しての取り組みにより、児童生徒の食育を総合的に推進していくものであります。小学校の小学校費の特別支援教育費は、減額となっておりますが、特別な支援を要する児童への援助者3名を措置していたものですが、実際の児童の状況から2学期間について2名の減額補正を行うものであります。

その下の準要保護児童援助費につきましては、予定していた対象児童10名が20名となったことによる増額補正でございます。小学校OA機器等備品整備費の減額補正は、教員のパソコン整備を当初リースで予定していたものですが、緊急経済対策交付金での購入となったことによるものでございます。

16ページの中ほどの社会教育費に図書館施設特別管理費がございますが、これは図書館の空調設備並びに電気設備の老朽化による修理費、改修費でございます。

災害復旧費は、本年の6月の梅雨前線豪雨により被災した農地4カ所について復旧費を計上したものでございます。

17ページの基金費でございますが、減債基金積立金と公共施設営繕基金費、これ積立金でございますが、前年度の繰越金のうち、計上済み分を除いたところの2分の1以内で積み立てるこ

としたものであります。

以上が平成21年度一般会計補正予算(第4号)の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長(牧田 武文君) 続いて、議案第67号から議案第69号について、朝倉健康福祉課長。
- 健康福祉課長(朝倉 聡君) 議案第67号、平成21年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

予算書の表紙の次のページをごらんください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ641万8,000円を追加して、総額をそれぞれ8億3,741万8,000円とするものでございます。

4ページの歳入ですが、国民健康保険税につきましては、これまで試算値で予算計上していましたが、20年所得に対する実際の税の賦課額が決まったことに伴い、396万円ほどの減額補正をしようとするものでございます。国庫負担金は、過年度療養給付費負担金の交付が見込めることなどから448万円の増額補正、国庫補助金、療養給付費交付金についても、補助金などの交付見込み額に基づいてそれぞれ所要の増額補正をしております。繰入金は次の項に記載しております前年度繰越金の額が見込みより多かったため、財政調整基金繰入金の額をおよそ2,854万円減額補正するものでございます。繰越金は、前年度の国からの交付金の額が見込みより多かったことなどから、3,316万円ほどの増額補正を予定しております。

6ページから歳出について記載しております。説明欄の一番上に記載しております高額介護合算療養費は今年度から始まった制度です。世帯の1年間の医療費負担額と介護給付費負担額の合計額が一定の金額を超えた場合に、その超えた分を支給する仕組みで、この経費といたしまして130万円の増額補正を行っております。

また、最後の第10款、諸支出金では、前年度の国庫支出金等精算返納金などの経費といたしまして512万円ほどの増額補正をしております。

次に、議案第68号、平成21年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

予算書の表紙の次のページをごらんください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ71万4,000円を追加して、総額をそれぞれ8,253万9,000円とするものでございます。

3ページの歳入ですが、国からの特別対策補助金として9万円、繰越金として62万4,000円をそれぞれ増額補正しようとしております。その下の歳出につきましては、平成21年4月と5月に収納した平成20年度保険料賦課分を広域連合に納付するため62万4,000円を、対象被保険者への制度周知のためのチラシの郵送料として9万円をそれぞれ増額補正しようとする

るものでございます。

続きまして、議案第69号、平成21年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の表紙の次のページをごらんください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,862万4,000円を追加して、総額をそれぞれ8億2,089万2,000円とするものでございます。

3ページの歳入でございますけれども、国庫負担金は、介護給付費の増加が見込まれることに伴いまして620万円の増額補正。国庫補助金は、交付額の決定に伴いおよそ110万円の減額補正。支払い基金交付金、県負担金、それに一般会計繰入金も、介護給付費の増加が見込まれることに伴いましてそれぞれ930万円、およそ387万円の増額補正を予定しております。繰越金は、平成20年度の国庫支出金などの概算交付額が精算額に比べて相当多かったことなどにより、およそ6,647万円の増額補正をしております。

5ページから歳出について記載しております。介護サービス等諸費は、ホームヘルパー、デイサービスなどの居宅介護サービス給付費の増額と施設介護サービス給付費の減額が見込まれるため、これらの増減を勘案しながら2,840万円の増額補正をしようとしております。

第8款の諸支出金は、国庫支出金などの精算返納金に充てるため4,917万円の増額補正をしています。

6ページになりますが、予備費は繰越金や精算金を調整した結果、845万円を増額計上しようとするものでございます。

以上で介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第70号について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山 靖尚君） 議案第70号、平成21年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

3ページをごらんください。歳出につきまして、天神川流域下水道事業に係る負担金として16万4,000円を増額するものでございます。歳入につきましては、町債を10万円増額し、歳入歳出それぞれ10万円を増額し、歳入歳出の総額を3億8,310万円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第71号について、石井財務課長。

○財務課長（石井 秀己君） 議案第71号、平成20年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算説明資料で御説明申し上げたいと思います。



決算説明資料の表紙をはぐっていただきましたところに、すべての会計の決算概況を掲げております。この上の段に一般会計の状況を掲げております。平成20年度現年度の歳入歳出につきましては、歳入が約42億8,706万円、歳出が約41億9,404万円で、歳入歳出差し引きが約9,302万円となっております。平成19年度からの繰越明許によります会計では、歳入歳出とも約2,209万円とほぼ同額となったところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページの左側に平成20年度決算における実質収支等の状況としてまとめております。歳入歳出の総額は先ほど申しましたとおりでございますが、平成21年度への繰越明許による繰越額を加味したところの歳入の執行率は約99.7%、歳出の執行率は97.8%となっております。先ほど申しました歳入歳出差し引き約9,302万円から、平成21年度への繰越明許に伴います翌年度への繰り越すべき財源約878万円を差し引きますと、実質収支は8,424万円ほどの黒字決算となっております。これから平成19年度からの純繰越金が5,109万円ございましたので、平成20年度の単年度だけの収支ではこれを差し引きますと約3,315万円の黒字となり、これから財政調整基金への積立金及び取り崩し等を差し引きますと、平成20年度は積み立てのみでございますが、これを逆に加えることとなりますが、前年度からの数値3,896万円の黒字ということになっております。現年度分を平成19年度と比較いたしますと、歳入では約2億2,673万円、歳出では約1億8,731万円の増額決算となっております。この増額要素につきましては、国民宿舎事業会計への貸付金約1億5,000万円と、公共施設整備基金から公共施設営繕基金への基金の積みかえが大きな要因に上げられます。

次に、3ページに歳入決算額のそれぞれ款ごとの決算額と、特定財源、一般財源の区分、それぞれ構成比を掲げております。この表の中で第1款の町税、13款、14款の分担金及び負担金、使用料及び手数料、それから17款から21款までの財産収入から諸収入までのものを合わせたものを自主財源と言っておりますが、これをトータルいたしますと13億5,934万円ございまして、歳入総額に占める割合、いわゆる自主財源比率は約31.5%となり、前年度と比較しますと、町税のうち大手旅館の経営者の交代の影響などにより固定資産税の収入増と法人税の増などで5,812万円の町税の増額、それから町有財産の売り払い等の財産収入が約1,500万円の増などがありますが、公共事業等の財源の兼ね合いから基金繰入金、諸収入等の減もあり、総額でいきますと約1,181万円の増、比率でいきますと0.9%の増となっております。

また、国からの使途の制限がなく、地方が一般財源として自由に使えるとされる2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金、並びに22款、最後でございますが、町債のうち一

般財源となっている額を加えると約22億8,332万円と、前年度に対し9,220万円の増となりますが、これは地方交付税の普通交付税に平成20年度から地方再生対策費として約7,000万円が措置されたことなどから約8,740万円の増額となったことが大きな要因であります。

また、国庫支出金においては約1億2,564万円の増となっておりますが、これは経済危機対策事業が大きな要因に上げられます。

次に4ページ、5ページにそれぞれ歳出につきまして掲げておりますが、4ページでは款ごとに決算額とその財源構成、それから決算額、一般財源の構成比を掲げております。5ページでは決算の状況を性質的に分類したものの決算額と財源構成等を掲げております。ごらんいただきたいと思います。この5ページの表の中で、先ほど監査報告にもありましたけども、1の人件費、それから4の扶助費、それから8の公債費、これを合わせたものを義務的経費と言っております。これらの合計額が約19億3,504万円ございます。歳出総額に占める割合を義務的経費比率と言っておりますが、46.2%となっております。この義務的経費比率を前年度と比較しますと、金額で5,731万円、3.1%の増となっております。

2ページに戻っていただきたいと思います。2ページの右側の表で諸指標を掲げております。経常的収入一般財源、これは収入サイドから見た一般財源で、主なものは3ページの町税から、11款の地方交付税のうち普通交付税がありますが、その額を表示いたしております。前年度に対し1億3,232万円ほどの増となっております。

次に、経常的支出一般財源、これは歳出で見た一般財源の額でございますが、対前年1,712万円の増となっております。歳入のところで申し上げましたが、地方交付税並びに町税の増によるものが大きいものでございます。これらで算出されますのが3行目の経常収支比率でございますが、92.5と前年度に比べまして4ポイント改善されております。その下に公債費比率を掲げておりますが、公債費に充当した一般財源が普通交付税を算定しますときに出てまいります三朝町の財政規模に占める割合でございますが、17.6で前年に対し1ポイント改善されております。起債制限比率につきましては、従来地方債の発行を制限するときに使用していた数値でございますが、これが14.1と前年度と同様の数値となっております。これは3カ年平均というものが大きく影響しているものでございます。

次に、一般会計で持っております積立金の現在高でございますが、約8億8,000万円と、昨年度に対し約9,200万円ほどの減となっておりますが、国民宿舎事業会計への貸付金1億5,000万円の財源として取り崩して使用したことによるものでございます。

6 ページをごらんください。積立基金の現在高の状況を上げております。この積立金のうち、町単独で積み立てを行っている財政調整基金ですとか公共施設整備基金等の一般財源的に使えるものにつきましては、この表の財政調整基金から町営墓地運営基金まででございますが、約7億5,900万円でございます。平成19年度決算、現在高に対し約1億2,900万円の減となっております。

それから借金の現在高でございますが、一般会計の町債への年度末残高を比較して掲げております。7ページにはそれぞれの事業目的に合わせた地方債の状況を掲げておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

2ページに戻っていただきまして、20年度末で約46億6,700万円と、平成19年度と比較しまして約3億8,900万円の減額となっております。これは交付税原資不足の地方負担分としての臨時財政対策債を除き、地方債の抑制を行っていることと、過去の起債償還が政府関係資金が多く、元利均等償還であるため、この償還が進んだことによって元金の償還が多くなったことで減少していることが要因でございます。この積立金及び起債の残高を町民1人当たりで見ますと、一般会計分では約11万7,000円の積立金で、借金であります起債は約61万8,000円ほどとなります。

また、特別会計、企業会計を合わせますと、ここへは載せておりませんが、水道会計の積立金も合わせますと約16万8,000円で、起債の方は125万2,000円となります。

その下の方に財政健全化判断比率の状況の表がございます。これは昨年からの財政健全化法により定められました指標でありまして、従来、町の健全度を示す数値は、上段にあります経常収支比率等によります普通会計のみであらわしておりましたが、この法律によりその団体のすべての会計と関連する土地開発公社、一部事務組合等の負担状況等をあわせて指標にあらわしたものでございます。この表の左側にそれぞれ基準数値……。右側でございます、基準数値がございますが、早期健全化基準数値を超えますと、自主的な改善努力による財政健全化が求められ、財政健全化計画を作成し、議会の議決を経るとともに外部監査にゆだねることが求められることとなります。また、財政再生基準数値を超えますと、国等の関与による確実な再生となり、財政健全化計画から総務大臣への協議、同意を求めることとなる数値であります。この数値はその団体の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模の額に対してどうなのかという比率であります。実質赤字比率は一般会計とそれに準ずる分譲宅地造成事業会計による赤字額の比率をあらわし、連結実質赤字比率ではすべての会計による黒字額、赤字額を合算してあらわす数値でありまして、ここマイナス表示になっておりますが、これは黒字であるということでございます。実質公債費

比率は一般会計の公債費と特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金等のうち、実質的な公債費として認められるものを合算して比率を出しております。将来負担比率は町の一般会計が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額を把握して、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の比率をあらわしております。

資金不足比率は、一般会計等の実質赤字に当たる公営企業会計、本町では簡易水道、温泉配湯、下水道、集落排水、水道、国民宿舎事業の会計が該当になりますが、この会計における資金不足額について、公営企業の事業規模に対する比率であらわしております。本町の平成20年度の数値ではすべてにおいて早期健全化基準数値よりも下回っておりますが、国民宿舎事業会計の資金不足比率につきましては、施設の減価償却の償却年限に対し施設の建設で借り入れた起債の償還年限が短いため、過去の償却累計額と起債の償還累計額との差による資金不足についてはある程度除外されることから基準内の比率となっております。しかしながら、この比率以上に厳しい状態であると認識しております。

ここでちょっと1つ訂正でございますが、平成19年度の公営企業資金不足比率、国民宿舎のところに括弧15.9と整数で31.8とございます。昨年度15.9ということで御報告申し上げました。今年度再度数値の点検を行ったところ、昨年度の数値を31.8ということでございましたので、これ昨年度の数値を訂正させていただきたいと思っております。そういうことで、簡単ではございますが、全体的な一般会計の概要について申し上げます。

なお、歳入歳出決算の明細につきましては、決算書の方で9ページから順次掲げております。また、主な事業の取り組みにつきましては、決算説明資料に順次、課ごとにまとめておりますのでごらんいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） しばらく休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

午前10時43分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（牧田 武文君） 再開いたします。

議案第72号から議案第75号について、朝倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝倉 聡君） 議案第72号、平成20年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。決算説明資料は138ページから記載しておりますので、よろしく願いします。

決算書の2ページをごらんいただきたいと思います。収入済み額の合計額は8億7,131万

円ほどでございます。これに対しまして4ページに記載しておりますが、歳出の支出済み額の合計額は8億3,315万円ほどでございます。歳入歳出の差し引き残額は3,816万1,332円でございます。

歳入の内訳につきまして、5ページから記載しております。収入済み額の欄をごらんいただきたいと存じます。国民健康保険税は1億7,419万3,357円でした。徴収率は現年度分については92.4%でした。

7ページの中ほどから少し下側の前期高齢者交付金ですが、交付初年度の昨年度は2億6,216万円ほどを収入しております。

13ページから歳出を記載しております。14ページの中ほどから少し下側に記載しておりますが、保険給付費は5億6,164万円ほどでした。保険給付費の1人当たりの費用額は前年に比べて増加しております。

決算説明資料141ページをごらんください。葬祭費ですが、昨年度町全体で82件の対象がありまして、そのうち14人が国保の被保険者でした。後期高齢者医療制度の創設に伴い、支給対象者数は大幅に減少しております。給付額は1件当たり2万円です。その下ですが、出産育児一時金では町内で58人の出生があり、うち7人が国保対象者で、平成20年12月末日までは1件35万円を、平成21年1月1日からは1件38万円を支給しております。

決算書18ページですけれども、これの下側をごらんください。保険事業の中心事業であります特定健康診査費等事業費につきましては371万円ほどを支出いたしました。

決算説明資料の143ページに記載しておりますが、特定健診の受診率は28.2%、特定保健指導の実施率は86.2%でした。

以上が国民健康保険事業の決算でございますが、20年度末の財政調整基金残高は20年度中新たに3,346万円ほどを追加積み立ていたしまして、残額はおよそ2億447万円となっております。

続きまして、議案第73号、平成20年度三朝町老人保健特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設に伴い老人保健制度は平成19年度で終了しましたが、平成19年度に属する平成20年3月診療分の医療費などが翌年の平成20年度に請求されたため、それらの支出を行ったものでございます。決算書をごらんください。収入済み額は1から2ページに記載しておりますように1億418万円ほど、支出済み額は3から4ページに記載しておりますように1億842万円ほどでございました。差し引きが424万円ほどの予算不足でした。この不

足分については21年度の同会計で繰り上げ充用金として計上するよう専決処分し、6月定例町議会に報告して承認をいただいております。歳入については、法定の負担区分に応じ支払い基金交付金、国庫負担金などをそれぞれ収入し、歳出については前年度分の医療給付費などを支出しております。

次に、議案第74号、平成20年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

この事業は75歳以上の高齢者などの医療費を給付する制度として平成20年度から新しく始まった事業でございます。決算書をごらんください。決算書の1から4ページに記載しておりますように、収入済み額7,648万円ほどに対しまして支出済み額は7,586万円ほどで、差し引き残額は62万3,900円です。

予算書の5から6ページをごらんください。歳入のうち後期高齢者医療保険料の収入済み額はおよそ4,801万円で、徴収率は99.5%でした。繰入金の収入済み額は2,803万円ほどで、低所得者保険料軽減額相当額などについての一般会計からの繰入金です。

決算書9から10ページの歳出をごらんください。歳出のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合納付金として、およそ7,512万円を支出しています。

続きまして、議案第75号、平成20年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算説明資料は149ページからです。決算書の1から4ページをごらんください。20年度のこの会計の収入済み額は7億9,255万円ほど、それから支出済み額は7億1,580万円ほどで、歳入歳出差し引き残額は7,675万789円でございます。

決算書5ページの歳入ですけれども、介護保険料の収入済み額は1億1,797万5,030円で、徴収率は昨年と同率の97.4%でした。このほか国庫支出金2億2,658万円、支払い基金交付金2億1,452万円、県支出金1億385万円、それに一般会計の繰入金などをそれぞれ負担割合により収入いたしております。

決算書の11ページ以降に歳出の内訳を記載しております。このうち、11ページの下から2番目に記載しておりますように、保険給付費として介護を要する人への介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護支援サービス等費合わせましておよそ6億6,876万円を給付しており、前年度比4,576万円の増額でした。

給付の詳細は決算説明資料の149ページに記載しております。三朝町の65歳以上人口2,368人のうち、要介護、要支援の認定者数は469人で、支援や介護を要する人の割合、いわ

ゆる出現率と言っておりますけれども、これは19.8%となっております、前年度比で1ポイント増加しております。

決算書の15ページ、16ページの下側に記載しておりますように介護従事者処遇改善臨時特例基金に519万円を積み立てたほか、公債費で633万円を支出し、平成18年度に借り入れた介護保険財政安定化基金の借入金を完済いたしております。

以上で介護保険会計決算の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第76号から議案第79号について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山 靖尚君） 議案第76号、平成20年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算説明資料では155ページに記載しております。決算書2ページでお願いいたします。歳入合計は2,674万2,420円でございます。4ページで、歳出合計は2,662万1,507円を支出しております。歳入歳出差し引きまして12万913円の残額となっております。

5ページが歳入の明細です。主なものは給水使用量2,079万9,266円と、繰越金、水道管等移転補償費でございます。

7ページからが歳出の明細です。簡易水道管理費のうち一般管理費では、町内の簡易水道施設等38施設の維持管理費で、水質検査、水質保全管理に係る委託料、検針、情報処理手数料等を合わせまして1,253万2,924円を、水道管等移転補償工事費に131万4,600円を、維持修繕では破損、漏水46件の修理に600万4,769円を支出しております。公債費は過年度事業の償還金でございます。

続きまして、議案第77号、平成20年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算資料は156ページに記載しております。決算書2ページで説明いたします。歳入合計は2,574万2,976円でございます。

4ページで、歳出合計は2,368万5,530円を支出しております、歳入歳出差し引きまして205万7,446円の残額となりました。

6ページが歳入明細です。主なものは配湯使用量2,301万3,953円、雑入の源泉維持3口、繰越金でございます。

8ページからが歳出の明細です。温泉配湯管理費は、動力費、施設の維持管理修繕費、施設の管理業務委託料などです。1,343万6,177円。後年度の資金といたしまして、財政調整積立金といたしまして540万円を支出しております。公債費は過年度事業の償還金でござい

す。

続きまして、議案第78号、平成20年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算資料は157ページ、158ページに記載しております。決算書2ページでお願いいたします。歳入合計は3億6,783万7,709円でございます。

4ページで、歳出合計は3億8,446万1,650円を支出しております。歳入歳出差し引きまして1,662万3,941円の不足額でございます。これにつきましては、平成21年度からの繰り上げ充用をしております。

5ページからが歳入の明細です。主なものは下水道使用料1億4,985万9,888円、下水道負担金、一般会計基金からの繰入金と下水道債でございます。

9ページからが歳出の明細です。一般管理費は、電算処理委託料の管理費として660万7,825円を支出しております。施設管理費は流域下水道維持管理負担金、施設の維持修繕等維持管理、公共ます設置7カ所、山田真空ポンプ場送水ポンプ、自家発電機修繕等で9,366万79円を支出しております。流域下水道負担金を458万5,578円、町単独事業といたしまして砂原の管路を整備し242万3,523円を支出しております。公債費は過年度事業の償還金でございます。前年度繰り上げ充用金1,746万3,249円を支出しております。

続きまして、議案第79号、平成20年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

決算説明資料は159ページに記載してあります。決算書2ページで、歳入合計9,219万6,825円でございます。

4ページで、歳出合計は9,219万6,825円を支出しております。歳出歳入同額でございます。

5ページが歳入の明細です。歳入の内訳は、施設使用料2,122万4,314円、汚水ます設置負担金、一般会計繰入金でございます。

7ページからが歳出の明細でございます。一般管理費は電算処理委託等管理費で12万7,025円を、施設管理費は各施設の施設管理等で2,629万4,100円を支出しております。公債費は過年度事業の償還金でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第80号について、真嶋町民課長。

○町民課長（真嶋 峰和君） 議案第80号、平成20年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入



歳出決算について御説明申し上げます。

町営山田墓地の貸し付けに関する会計でございます。決算書の2ページでございますが、平成20年度の収入済み額は、記載の墓地貸し付け収入の21万4,000円、支出済み額につきましては4ページに記載しておりますが、繰り上げ充用金1,212万5,454円でございます。差し引き1,191万1,454円の歳入不足となっており、引き続き翌年度繰り上げ充用することといたしております。平成16年に58区画を造成したわけでございますが、貸付数は20年度の1区画を含め、総数27区画となっており、引き続き貸し付け区画の増加に努めてまいります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、議案第81号、議案第82号について、石井財務課長。

○財務課長（石井 秀己君） 議案第81号、平成20年度三朝町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

この会計は昨年度から新たに創設いたしました特別会計でありまして、一般会計から国民宿舎事業会計までのすべての会計の公債費の償還、並びに国民宿舎事業会計を除く会計の常勤の特別職及び一般職員のイベント等を除く通常の人件費の支払いをこの会計で集中して行うものでございまして、その財源は各会計からの振りかえ収入でございますので、歳入歳出は同額となっております。

5ページをごらんいただきたいと思っております。歳入の方でございますが、給与費振りかえ収入がございまして、8億2,037万9,000円ほどございまして、これが人件費に係るものでございまして、歳入でございます。それから公債費振りかえ収入、これが公債費の償還に対して各会計から収入としたものでございまして、それから町債がございまして、4億1,750万円、これは本年度下水道事業会計の公債費につきまして、高利率のものを借りかえをいたしました。その借りかえをいたしました関係で4億1,750万円、新たに返して借りるという措置を行っております。

続きまして、議案第82号、平成20年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算説明資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。その下側に、特別会計の一番最後に各財産区ごとにまとめて表示いたしておりますが、それぞれ黒字決算となっております。各財産区とも管理会を中心に基本的な管理経費が執行されたところでございまして、なお、平成20年度において、公共事業等による財産の売却等が行われました三徳財産区、三朝財産区、旭財産区、

竹田財産区の各財産区におかれましては、この財産処分金を土地収益権者への交付金として交付がなされております。

以上、簡単でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 8 3 号について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山 靖尚君） 議案第 8 3 号、平成 2 0 年度三朝町水道事業決算につきまして御説明いたします。

決算説明資料は 1 6 0 ページから 1 6 3 ページに記載しております。平成 2 0 年度水道事業の総括につきましては、決算報告書 1 0 ページから記載しております。平成 2 0 年度は台風など自然現象の災害もなく、水源、配水管等の大きな被害はありませんでした。給水量、料金収入は前年を多少上回っておりますが、前年は雑収益に係る収入が多かったため、全体としての収益は前年に比べ減収となりました。費用につきましては、経費の節減に努めており、大口未収金を不納欠損処理いたしました。前年よりも支出減となっております。

損益勘定につきましては 1 6 ページでございます。給水収益等、営業収益、営業外収益合わせまして事業収益 1 億 3, 5 2 3 万 1, 7 0 5 円、原水、配水、総係費など営業費用、営業外費用合わせまして事業費用 1 億 7 3 3 万 5, 9 6 4 円、差し引き 2, 7 8 9 万 5, 7 4 1 円の営業収益でございます。

2 0 年度の利益余剰金の処分につきましては、6 ページに載せております。減債積立金に 8 0 0 万円、建設改良積立金に 1, 9 8 9 万 5, 7 4 1 円積み立てたいとすることでございます。

資本勘定につきましては、2 0 ページでございますが、配水施設改良事業費は平成 1 9 年から 2 カ年で実施しております。横手ポンプ場改修事業、恋谷送水・配水管改良事業などで 1 億 1, 4 5 7 万 4, 3 5 0 円を支出しております。企業債の償還は、9 8 2 万 6, 2 3 6 円を償還しております。以上、合計 1 億 2, 6 2 7 万 5 3 1 円を支出しております。

2 ページの下をごらんください。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額 5, 9 2 7 万 5 3 1 円、過年度分損益勘定留保資金 3 8 万 8, 3 2 0 円、現年度分損益留保資金 2, 1 9 1 万 9, 6 9 3 円、建設改良積立金 3, 1 5 4 万 6, 7 2 3 円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 4 1 万 5, 7 9 5 円で補てんしております。

以上、水道会計よろしくお願いたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第 8 4 号について、知久馬国民宿舎事業管理者。

○国民宿舎事業管理者（知久馬孝紀君） 議案第 8 4 号、平成 2 0 年度三朝町国民宿舎事業決算の認定について説明申し上げます。

決算説明資料は164ページからでございます。決算報告書の1ページですが、収益的収入は3億4,870万417円で、前年と比較いたしますと51万円の増加となっております。業務量の内容につきましては10ページに載せておりますが、宿泊者数では旅行者によるツアー客の増加に努めたものの1万9,236人で、前年度より1,390人の減少となっております。休憩者数は6万5,009人で、前年対比1万1,225人の増加となっておりますが、内訳は一般休憩3,295人の減、各室使用1万7,753人の増、入湯者3,233人の減となっております。この要因は各室使用はランチバイキングによる休憩が1万3,080人と増加したものの、一般休憩が景気の影響により減少しております。

一方、支出では4億873万5,472円で、前年と比較しますと1,186万円の増加となっております。この要因は、人件費の抑制、経費節減に努めたところですが、施設修繕の増加、原油高騰による光熱水費、燃料費、諸材料の値上げの影響によるものでございます。平成20年度の決算概要は、利用者総数8万4,245人で、事業収益は3億4,870万、事業費用は4億873万5,000円で、差し引き6,003万5,000円の損失となっております。

資本的支出は17ページに載せておりますが、支出額は7,014万5,000円、内訳は企業債償還金4,709万円、長期借入金償還金605万5,000円、他会計借入金償還金1,700万円ですが、財源は一時借入金で措置しております。

当館の運営につきましては平成21年度から町からの出資をいただき、経営改善を図るため従業員一丸となって努力をいたしております。今後、議員皆様の一層の御指導、御協力をいただくようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第85号について、朝倉健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝倉 聡君） 議案第85号、三朝町国民健康保険条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

国の緊急少子化対策として、平成21年10月から当面、平成23年3月末日までの暫定措置といたしまして、全国一律に出産育児一時金の金額が4万円引き上げられることになりました。本町の国民健康保険も、この決定を受けて出産育児一時金の金額を従来の35万円から39万円に4万円引き上げようとするものでございます。なお、条例上の一時金の金額は39万円ですが、産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は、さらに3万円が加算されるため、県中部の医療機関での出産の場合は支給総額は42万円となります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第86号について、米田企画観光課長。

○企画観光課長（米田 功君） 議案第 8 6 号、三朝町営事業分担金徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

既に事業決定いたしておりまして予算化もいただいております携帯電話等エリア整備事業につきまして、国及び県の補助制度に基づいて実施する事業でございます。この事業につきましては、国の指導によりまして電気通信事業者に対して負担金をいただくようになっております。その負担割合でございますが、施設整備に当たりまして対象事業費の 4 5 分の 4、供用開始をする時点で 4 5 分の 1 を負担していただくということになっておりまして、今回、この事業を追加しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 続いて、議案第 8 7 号、議案第 8 8 号について、高見総務課長。

○総務課長（高見 昌利君） 議案第 8 7 号、三朝町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、提案説明にもございましたが、旅費規程における不均衡を改善し、より実態に即した形で見直し、整備したものでございます。主な改正点につきましては、1 ページはぐっていただきましたところに第 6 条、旅費の種類というところがございます。これにつきましては、支度料といういわゆる海外旅行等にかかわるもので、支度料というものをやっておりました。実態は支出したものはございませんが、制度的にそういうものは実態にそぐわないというふうなことで、このたび廃止をしようとしております。

それから第 1 6 条、そのページの右側のページになりますが、第 1 6 条の航空賃につきまして、近年、ホテルと飛行機代をセットにした形のクーポンみたいなものが出てきております。そういうものに対する旅費規程というものが整合しておりませんでしたので、これを実費支給というふうな形で整理を行ったというふうなことでございます。

次のページに、第 1 8 条で日当という部分がございます。現行は交通機関を利用した場合の県外出張に対して日当を支給しておりましたが、県内につきましては無論無支給というふうなことでございました。この場合、公用車、あるいは公用車に準ずる貸し切りバス等の場合に、この規定でいきますと日当を支給しないというような形になっておりますので、この部分が不均衡があるということで、県内と県外、県外の場合は片道 5 0 キロの範囲内というふうな形で、この部分につきましては現行どおり日当は支給しないというふうな形にしております。それ以外の県外出張の場合、公用車を全行程使用した場合は日当 2, 2 0 0 円の 2 分の 1 を支給するというふうな改正をしようというものでございます。

それから、第 1 9 条の宿泊料につきましては、現行は県外と県内というふうな形で分けており

ました。これを実態に即した形で、県外部分を大都市圏とその他の圏域というふうな形で二本立てにし、県内におきましても9,800円を宿泊費として支給していましたが、8,200円という形で、より実態に即した形の費用構成に切りかえたというふうなものでございます。これ以外はいろいろと、そういうふうな実態により即した形に部分部分を改正をするよう見直したものでございます。

この一部の改正に伴いまして、三朝町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、三朝町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例、三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例、三朝町特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例、三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等につきまして、あわせてその一部を改正しようというものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第88号、三朝町職員の給与の特例に関する条例の廃止について御説明を申し上げます。

職員の給与につきましては、財政上の事情等から本年度におきましても2%のカットを行っております。本年の人事院の勧告は8月に出ましたが、月例給について平均0.2%のマイナス改定、特別給、期末勤勉手当を年間0.35カ月分引き下げ、また住居手当の廃止など大変厳しい内容が示されたところでございます。特に特別給の引き下げでは、概算で約3.1%の減額というふうな形となっております。現在実施しております町独自の給与カット2%を加えますと5.1%という減額となりますので、大変大きな職員に負担をかけるというふうなこととなりますので、町独自の2%の給与カットを10月から廃止したいとするものでございます。

なお、2%の給与カット廃止後の減額割合は約4.1%というふうな形になります。今回の措置とあわせて本来予算整理を行わなければなりません、12月の特別給の引き下げの改定の確定を待ちまして、あわせて整理をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、議案第89号について、岩山建設水道課長。

○建設水道課長（岩山 靖尚君） 議案第89号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきまして御説明いたします。

林道福吉木地山線舗装工事につきまして、6月19日に請負契約締結の議決をいただき工事を実施してきたところです。決算説明資料をごらんください。議案説明資料を、済みません。

全体延長3,806メートルのうち、現在の請負契約の工事延長は3,516メートルで施工しております。残り延長290メートルを今回の工事で施工し、今年度完了させ、早期に林道の

効果を発揮させるため393万4,350円を増額し、工事請負契約金額を6,693万4,350円としたいものでございます。よろしくお願いいたします。

---

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、あす10日は本会議で一般質問が行われますので、よろしくお願いいたします。

午前11時40分散会

---